

昨年度の状況を報告します

市の情報公開・個人情報保護制度

問 法務文書課 (☎ 40-0205)

情報公開制度について

市政についての知る権利を尊重し、市民の皆さんの的確な理解を深めるため、「情報公開条例」に基づき制度を運用しています。令和6年度の公文書開示請求の状況は右表のとおりでした。

○公文書開示請求の件数、決定などの状況

区分	件数	決定などの状況(件)			
		開示	部分開示	不開示 (うち不存在)	請求取り下げ・却下
開示請求	227	151	57	11(7)	8

※開示の申し出はありませんでした。

個人情報保護制度について

市が保有する個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」および「弘前市個人情報の保護に関する法律施行条例」に基づき制度を運用しています。令和6年度の運用状況は右表のとおりでした。

○保有個人情報開示請求の件数、決定などの状況

区分	件数	決定などの状況(件)			
		開示	部分開示	不開示 (うち不存在)	請求取り下げ・却下
開示請求	20	10	6	3(3)	1

※訂正および利用停止の請求はありませんでした。

不服申し立てについて

情報公開制度や個人情報保護制度を活用して請求した公文書や、個人情報の開示などが認められず、その決定に不服のあるときは、その決定を知った日の翌日から起算して3カ月以内に審査請求をすることができます。

令和6年度の不服申し立ては3件ありました。

調査にご協力ください

令和7年度地籍調査事業実施のお知らせ

「地籍」は土地の「戸籍」です

地籍調査は、土地登記の単位である「筆(ふで)」ごとに、所有者・地番・地目および境界の調査と測量を行い、「地籍図」や「地籍簿」を作製する事業です。皆さんの財産である土地の保全のため、調査にご協力をお願いします。

令和7年度地籍調査実施予定地

清野袋3丁目の一部、清野袋4丁目の一部

土地所有者へのお願い 立ち会いを円滑に行うため、事前に土地境界の位置を確認してください。立ち会いの通知は登記名義人に送付しますので、相続などにより登記が済んでいない場合は、早めに登記手続きをしてください。

問 資産税課地籍調査係 (☎ 40-3632)



地籍調査の進め方

区分	事業説明
5月下旬	事業説明会 令和7年度地籍対象地区の土地所有者に地元集会所で地籍調査の概要を説明
6月下旬～7月	現地調査開始 ・立会通知書(はがき)の送付…現地調査の対象地や立会日時をお知らせ ・現地調査当日…立会通知書(はがき)に記載された対象地を調査(本人が立ち会えない場合は、代理人を選任してください)
8月以降	測量を行い、地籍図・地籍簿を作製
翌年2月中旬	①作製した地籍図・地籍簿の閲覧 地元の集会所と市資産税課で20日間実施予定 ②閲覧の結果、異議がなければ県の認証を経て法務局へ ③調査結果に基づき登記簿を訂正 地籍図は公図として法務局に備え付け

地震に備えて対策しましょう

木造住宅・ブロック塀等の耐震化を支援

木造住宅の耐震診断員を派遣

木造住宅の耐震化を促進するため、市が派遣する診断員が耐震診断を行います。

対象住宅 市内にある、次の①～③の全てに該当する木造住宅

①昭和56年5月31日以前に建築されたもので、原則、昭和56年6月1日以降に増改築されていないもの／②一戸建ての専用住宅または併用住宅で、地上階数が2以下のもの／③在来軸組構法または伝統的構法によって建築されたもの

対象者 対象住宅を所有する人またはその親族(法人を除く)

診断費用(申込者負担) 1万1,000円(延べ面積が200㎡以下の場合)

募集戸数 2戸程度(先着順)

木造住宅耐震改修補助金

木造住宅の耐震化を促進するため、耐震改修工事または建て替え工事、除却工事に要する経費の一部を補助します。

対象住宅 市内にあり、上記(木造住宅の耐震診断員を派遣)の対象住宅①～③と、次の④の全てに該当する木造住宅や空き家

④耐震診断または簡易耐震診断により、倒壊する可能性がある」と判定されたもの

※建て替え工事と除却工事の場合に限り、住宅の耐震性を簡易耐震診断で確認することができます。

対象者 次の①・②のいずれにも該当する人

①対象住宅を所有する人またはその親族で、当該住宅に居住する予定の人など(法人を除く／除却する場合を除く)／②令和6年度から交付申請時まで個人住民税等の滞納がない人

対象工事 市内に本店を有する施工業者が行う次のA



～Cのいずれかの工事

A. 耐震改修工事／B. 対象住宅を除却し、同一敷地内で行う建て替え工事／C. 対象住宅を除却する工事

補助金額 補助対象経費の23.0%以内(上限額は、A・B = 100万4,000円、C = 20万円)

募集戸数 AまたはB = 1戸／C = 2戸

※いずれも先着順

ブロック塀等耐震改修補助金

ブロック塀などの耐震化を促進するため、耐震改修工事または除却工事に要する経費の一部を補助します。

対象となる塀 通学路などの避難路沿道にあり、耐震診断の結果、不適合の項目があった塀など

対象者 対象となる塀を所有する人またはその親族で、令和6年度から交付申請時まで個人住民税などの滞納がない人(法人を除く)

対象工事 市内に本店を有する施工業者が行う次のA・イのいずれかの工事

A. 耐震改修工事／イ. 対象となる塀を除却する工事

補助金額 補助対象経費の3分の2以内(上限額は24万円)

募集件数 4件程度(先着順)

～共通事項～

申請方法 6月2日(月)～11月28日(金)に事前相談の上、必要書類を提出してください。

補助金の交付決定前に、契約・着手した工事は対象外／各申請書は市ホームページに掲載しているほか、建築指導課(市役所3階)で配布しています／記載内容のほかにも条件がありますので、希望者は事前にお問い合わせください。

問 建築指導課指導・審査係 (☎ 40-7053)

建物取り壊しの届け出は速やかに

毎年1月1日現在で存在している建物には、固定資産税が課税されます。

市では建物の現況把握に努めていますが、特に未登記の建物の取り壊しについては届け出がないと把握できず、課税される場合がありますので、速やかに届け出をしてください。

なお、登記建物の取り壊しは、法務局へ滅失登記の

手続きが必要です。

また、火事や自然災害によって住宅を取り壊した場合、土地の固定資産税に住宅用地の特例措置が引き続き適用になることがありますので、お問い合わせください。

問 資産税課家屋係 (☎ 40-7029)

